

# 中小静岡 企業財閥

MAY 5 No.714

## ■ 特集

平成24年度

## 静岡県の組合設立白書

### ■ クローズアップインタビュー

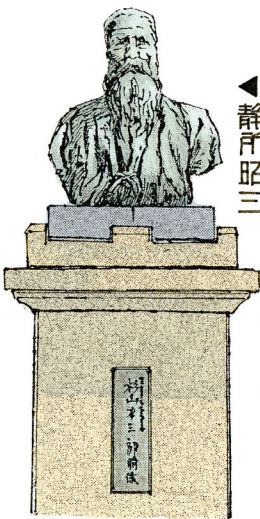
静岡県BCPコンサルティング協同組合  
高橋義久 理事長

### ■ シリーズ「くみあい百景」

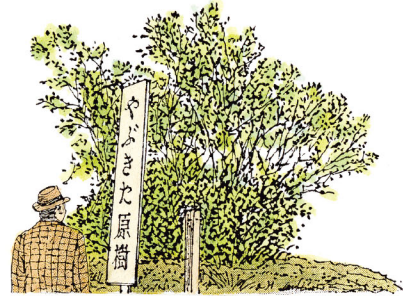
焼津環境緑化事業協同組合

芽を出す木を増やすことが、良質な茶を多く収穫するための第一歩だと気付いた。その後長年にわたる研究の結果、その観察したうえ良質の木の性質を顕微鏡から取り出し、木のよって増殖させる方法を確認し、この方法で誰も知らなかった茶樹の育ち方を発見したのである。良さが認められ、取り木により増殖された。このように彦三郎の地道な努力は茶業の振興だけでなく、味わい深い茶をいっつも飲める生活を私たちにもたらしたのである。

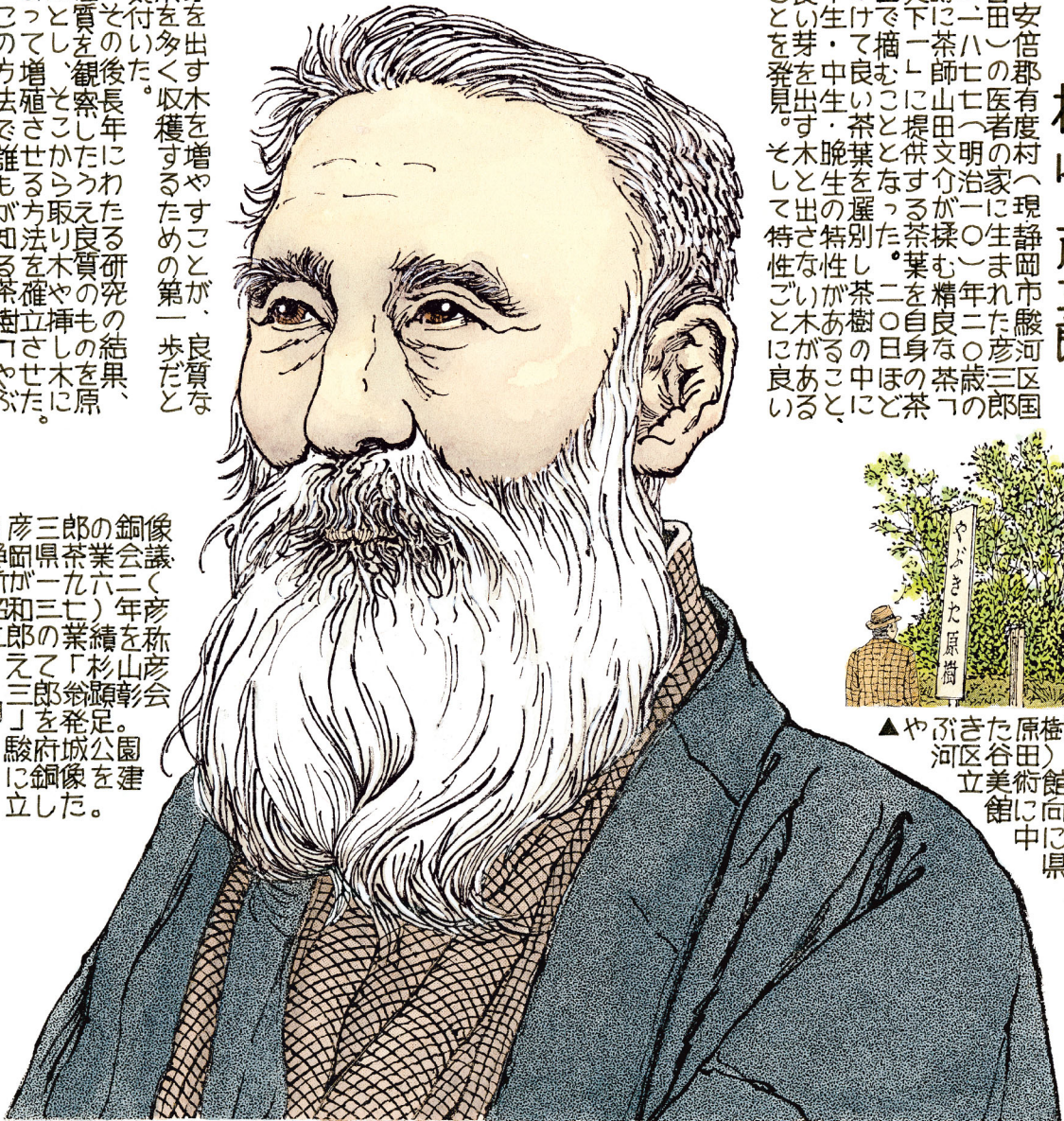
輝くしまおかの先人(五)  
やぶきた茶 生みの親  
茶業界発展の礎を築く  
杉山 彦三郎  
安倍郡有度村(現静岡市駿河区吉田)の医者の家に生まれた彦三郎は、八七(明治一〇)年二〇歳の時に茶師山田文介が採む精良な茶園で摘むこととなった。二〇日ほどかけて良い茶葉を採り、茶樹の中に早生・中生・晩生の特性があること、良い芽を出す木と出さぬ木があることを発見。そして特性ごとに良い



▲彦三郎の銅像(静岡県茶業会二六二年彦三郎の業績を称す。駿府公園に建立した。)



▲やぶきた原樹(静岡市駿河区谷田) 静岡鉄道美術館から道の駅に向かう途中にある。天然物にこだわり、お茶の味を大切に育んでいく。





お申し込み  
受付中

個人のお客さま向け

# インターネットバンキングを 始めませんか？



●ご利用いただくためには「**商工中金ダイレクト\***」へのお申し込みが必要となります。

\*商工中金ダイレクト：従来のテレホンバンキングに、インターネットバンキング、モバイルバンキングを加えた3つのサービスの総称です。

## インターネットバンキング、モバイルバンキングの主な特徴

- POINT 1** お客さまのパソコン(インターネットバンキング)、携帯電話(モバイルバンキング)でラクラク簡単にお取引引きいただけます(原則24時間ご利用いただけます)。
- POINT 2** 基本使用料は無料、専用ソフトも不要です。
- POINT 3** 新型定期預金「マイハーベスト」等の定期預金のお預け入れの他、お振込・お振替、残高照会、入出金明細照会などがご利用いただけます。

\* インターネットバンキング、モバイルバンキングはシステムメンテナンス等によるサービス利用停止期間がございます。

\* モバイルバンキングでは、定期預金のお預け入れ等一部のサービスはご利用いただけません。

\* 「商工中金ダイレクト」は**総合口座**をお持ちの個人のお客さま向けのサービスです。債券総合口座通帳をお持ちのお客さまは、総合口座通帳へお切り替えいただく必要があります。また法人、個人事業主の方が事業でご利用する場合は、法人のお客さま向けの「商工中金ビジネスWeb」をご利用ください。

\* 「商工中金ダイレクト」をご利用いただくには、お申し込み手続きが完了し、契約者カードがお手元に届いている必要があります。商工中金ダイレクトのお申し込みをいただいてから契約者カードがお手元に届くまで2週間程度かかる場合がございます。あらかじめご了承ください。

\* ご利用いただくには、インターネットに接続できるパソコン(もしくは携帯電話)とEメールアドレスが必要です。お客さまのパソコンのご利用環境や携帯電話の機種によっては、ご利用いただけない場合もございます(モバイルバンキングをご利用になる場合も、インターネットバンキングによる初期設定が必要となります)。

サービスの概要やご利用いただく上での留意事項につきましては、**当金庫ホームページ**をご覧ください。

お問い合わせ 商工中金ダイレクトバンキングセンター

☎0120-299-233(平日 9:00~19:00) ☑ <http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

商工中金

●インターネットでもご覧いただけます

中央会静岡

検索

↓  
トップページ右上の

「今月の中小企業静岡」をクリック!

<http://www.siz-sba.or.jp/library/chusho-kigyo/1305/index.html>

## 目次

## INDEX

特集	平成24年度 静岡県の組合設立白書	2
クローズアップ インタビュー	実効性・機能性を重視した BCP支援に取り組む 静岡県BCPコンサルティング協同組合 高橋義久 理事長	11
Business Report	女性の視点で組合運営を考える 女性部懇談会を開催 ほか	12
ネットワーク	「しずおかジョブステーション」がオープン ほか	14
景況ウォッチ	3月の情報連絡員月次景況調査より	16
革新企業	伝統の技と味が冴えわたる こだわりの和菓子で人々を幸せに 有限会社わかつき（富士市）	19
シリーズ 「くみあい百景」	指定管理者として市内公園を安全、 快適に利用できる環境づくりを目指す 焼津環境緑化事業協同組合	20
読者プラザ	静岡県東部青年中央会 小泉 庄太	24



# 特集

## 平成24年度 静岡県の組合設立白書 全16組合の概要とその目的

平成24年度に県内で設立された組合数は、前年度の11組合を大きく上回る16組合。一組合平均の出資総額は241万円と前年度の81.6万円を大きく上回った。

設立目的では共同受注事業が7組合で最も多く、組合による受注・販路開拓への期待感がうかがえた。また、昨年に続き地域振興や企業の海外展開支援を目的とする組合設立も目立った。

### 受注・販路開拓に10組合

組合設立目的を主要事業で見ると、販路の開拓などを見据えた組合は合わせて10組合。そのうち7組合が共同受注事業を、一組合が共同販売事業を計画。また、企業組合として2組合が事業を始めた。

### ○販路開拓へ商品提案

協同組合HAMINGは、浜松市、掛川市、島田市の業務用機械器具製造業、金属加工業など四社で設立。切削やプレス、板金、メッキ加工などの蓄積した技術を医療機器分野などへ応用し、商品開発の提案や医療器具などの共同受注等を行う。

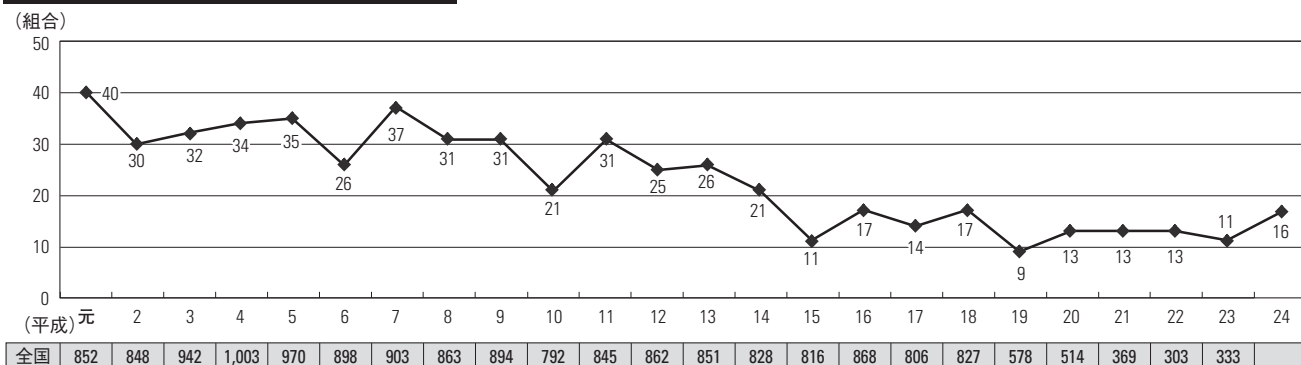
御前崎市の製茶業により設立されたのがしずおか御前崎茶商協同組合。減少傾向にあるリーフ茶の消費拡大をめざし、県内外の消費者に向け嗜好に合った緑茶の提案や茶文化の啓発活動を行っていく。

### ○コンサルティング型業務が4組合

専門分野を活かしてコンサルティングの共同受注事業を行う四組合が発足した。森林所有者などに対し経営コンサルティングを計画するのは県東部の森林経営者や経営コンサルタントらが加盟する静東森林経営協同組合。森林経営計画の作成支援や素材生産事業の提案業務の共同受注事業などを行う。静岡県BCPコンサルティング協同組合と静岡事業継続マネジメント協同組合は、共に静岡市に事務所を置くBCP策定

図表①

組合設立件数の推移(平成元年以降)



全国数値は全国中央会の集計による  
平成24年度は未集計



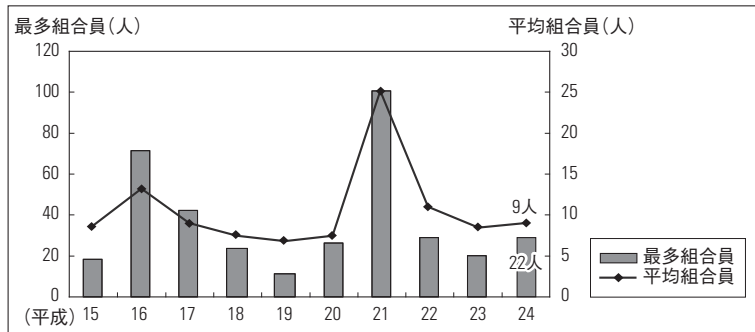
平成24年度 静岡県の組合設立白書

**組合員数** 組合員数10人以下が全体の6割強を占める

図表② 組合員数の推移

年度(平成)	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
4人	3	5	4	4	3	6	3	2	5	5
5人～10人	5	7	8	11	5	5	5	7	3	6
11人～15人	0	1	1	0	1	1	1	1	0	2
16人～20人	3	1	0	1	0	0	0	1	3	1
21人～50人	0	2	1	1	0	1	1	2	0	2
51人～	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0
計	11	17	14	17	9	13	13	13	11	16

図表③ 一組合あたりの平均組合員数と最多組合員の推移

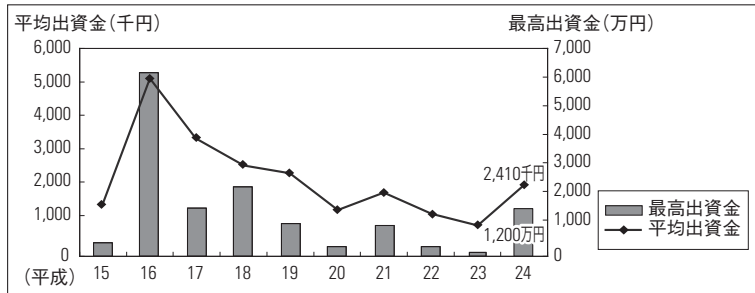


**出資金** 一組合平均出資額は241万円

図表④ 出資金の推移(金額単位:万円)

年度(平成)	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
100未満	0	0	0	2	0	5	2	5	7	9
100	5	7	3	7	4	3	5	3	2	0
101～200	4	6	4	4	1	2	3	2	2	4
201～300	0	1	0	0	2	3	1	3	0	0
301～500	2	1	1	2	0	0	0	0	0	1
501～	0	2	6	2	2	0	2	0	0	2
計	11	17	14	17	9	13	13	13	11	16

図表⑤ 一組合あたりの平均出資金と最高出資額組合の推移



**組合主要事業の変遷**

図表⑥ 過去10年間の組合主要事業の推移

年度(平成)	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
共同受注	3	4	5	8	—	5	1	5	4	7
研究開発	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
共同販売	—	1	1	3	1	1	—	1	2	1
共同購買・斡旋	1	2	2	—	4	4	2	3	1	6
共同生産・加工	2	2	2	1	—	—	1	—	—	—
共同宣伝	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—
人材派遣	—	—	2	2	—	—	—	—	—	—
共同処理(残土、廃棄物)	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
共同施設の維持・管理	1	1	1	1	1	—	2	1	—	—
外国人研修生共同受入れ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
企業組合	4	5	1	2	1	2	1	2	2	2
その他	—	1	—	—	1	1	2	1	2	—
計	11	17	14	17	9	13	13	13	11	16

支援などを目的とする組合。前者は組合員の八割超が中小企業診断士で構成され、実効性あるBCP計画づくりを支援のモットーとする。後者は計画の策定からその運用まで、ワンストップで相談体制を整備した点が特徴だ。浜松市に事務所を置く**協同組合海外ビジネスマネジメント浜松**は、浜松市内の貿易商社や経営コンサルタントらで設立された。海外展開を希望する中小企業に対し相手国に関する現地調査や法人設立支援のほか輸出入のマッチングまで踏み込んだ支援を行う。

○**太陽光発電・環境整備など**  
太陽光発電設備工事の共同受注などを行

うのが、静岡市や富士市の電気工事業や建設リフォーム、経営コンサルタントらで設立した**静岡ソーラーエナジー協同組合**。比較的歴史の浅い業界にあって、それぞれの専門技術を結集することでユーザーの信頼に応じていこうと法人化に踏み切った。

**藤枝環境整備事業協同組合**は、藤枝市の建設業や廃棄物処理事業者で設立。土木工事や環境整備事業の分野で培ったノウハウを活かし、廃棄物収集運搬業務や路面清掃作業業務などの共同受注をめざす。

古民家の屋根をふく屋根材としてニーズが高い萱(主にススキ)。**富士山御殿場かやの里企業組合**は、富士山麓などのススキの群生地刈り取られた特産品の萱「ふじ

がや」を需要先に販売するほか地域の農業振興事業などにも取り組む。

沼津市の心の**健康アシスト企業組合**は、コミュニケーション能力開発やメンタルヘルス等に関するコンサルティング業務を行う。発起人らは産業カウンセラーとしてボランティア活動を続けてきたが、近年の多様化するニーズに応えるため企業組合による事業化を決めた。

**共同購入は六組合**

共同購入を主要事業として計画する組合は六組合。地元飲食店による大手チェーンとの差別化や家電小売店による仕入れコス

トの低減などが組合設立の主な理由だ。

### ○仕入の差別化、安定調達をめざす

静岡市の飲食店で組織化されたのが静岡市フードビジネス協同組合。チェーン展開する大手等との差別化を図るため、こだわりを持つ畜産農家らと連携し組合員への良質で廉価な食材供給をめざす。県東部の不動産取引業者らで組織化したプロパティオークション協同組合は、土地・建物等の購入あっせん事業などを行う。特に競売物件の入札を共同で行うことでリスク分散を図り、廉価な物件の提供をめざす。

### ○仕入の安定確保、コスト削減へ

焼津市のドリームゲート水産協同組合は同市内の水産加工品、水産物卸売業者による法人化。原料や資材の安定確保や販路の開拓を図るため共同購入事業や水産物の共同販売・共同受注などを計画する。

アドホック沼津伊豆協同組合、アドホック富士協同組合、静岡西部電器協同組合の三組合は、いずれも地元電気小売店による法人化。大手量販店に対抗するために家電製品の共同購入や共同受注事業などを行い、組合員の仕入れコストの低減や取扱高の増大をめざす。

## 24年度全16組合 プロフィール PROFILE

※設立認可順。内容は認可時点のものです。

### 富士山御殿場かやの里企業組合

御殿場市の富士山麓の住民が主体となり、地元の特産品である「ふじがや」の開発・販売から人材育成までを行うことを計画。

萱(かや)は全国各地にある古民家に使われ、各地で採取されているが、年々生産量は減少しており、地元での調達に難しく、全国に発注している状態である。

当市も萱の群生地であり、古くから萱の採取が行われていたが、後継者不足等の要因により採取量が伸びず、全国からの需要に応じられない状況となっている。

そのような中、古くから萱の採取を行ってきた住民が主体となり、当組合を設立した。

事業は組織的に萱の採取を行うほか、後継者の育成を行い、伝統の萱を守るとともに、地域観光の目玉としての場作りなども行い、地域活性化の一翼を担う考えだ。



■所在地:御殿場市 ■組合員:21人 ■出資金:250千円  
■理事長:長田勇二 ■設立認可日:平成24年6月12日  
■認可行政庁:静岡県  
■主な事業:特産品の開発及び販売、イベント等の開催

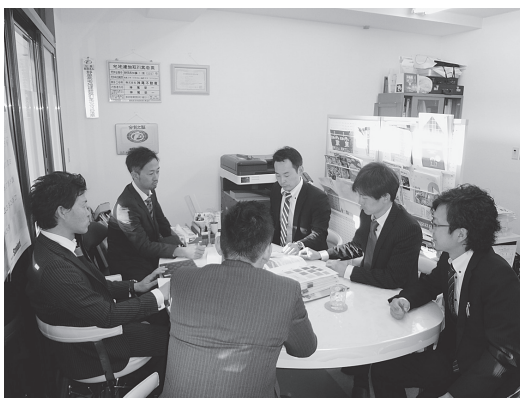
### プロパティオークション協同組合

東部地域の不動産業界は沿岸付近にある物件の売れ行きが鈍化する一方、内陸部の物件に購買意欲が増加する傾向となっている。また、長引く景気低迷により企業や個人の不動産が売りに出され、一般の不動産物件とともに、競売物件も増加傾向にある。

競売物件は落札するまで物件を内覧することができないこと、現状で引き渡されること等、入札に際しリスクが大きい。

そのような状況下、東部地区の不動産関係者が集まり、各々の専門分野を持ち寄り、共同購入を行うことでリスクを排し、不動産市場に良質な物件を供給しようと、当組合を設立した。

主な事業は、共同購入に加え、共同宣伝、共同販売及び斡旋を行い、当該地域の発展に寄与していく。



■所在地:駿東郡長泉町 ■組合員:6人 ■出資金:12,000千円  
■理事長:小野誠一郎 ■設立認可日:平成24年9月21日  
■認可行政庁:静岡県  
■主な事業:組合員の取り扱う土地・建物の共同購入・共同販売及び斡旋





■所在地:富士市 ■組合員:13人 ■出資金:650千円  
 ■理事長:青柳唯一 ■設立認可日:平成24年11月6日  
 ■認可行政庁:富士市  
 ■主な事業:家電製品の共同購入・共同受注・共同宣伝

**アドホック富士協同組合**

家電小売業界はバブル崩壊以降、家電大手量販店に地域小売店が経営的に押され、閉店に追い込まれるケースも少なくない。ソリユーション対応できる地域家電店が減少することで、地域住民の細かなニーズや高齢者への対応力を失いかけている地域もある。

そのような状況下、大手家電メーカー系列の販売店として富士・富士宮地域にて長年に渡りグループ活動を続けてきた十三事業者により組織された。

主な事業は、より顧客への対応力を強化する組織的な情報交換、共同購入による仕入コスト低減、取扱高増を目指した共同受注など。以前から連携を行ってきた団結力や、地域専門店ならではの優位性を活かし、高齢化が進む地域の対応も含め、今後の中小家電店の振興を図る。



■所在地:沼津市 ■組合員:4人 ■出資金:400千円  
 ■理事長:池田貞夫 ■設立認可日:平成24年11月8日  
 ■認可行政庁:沼津市  
 ■主な事業:コミュニケーション能力開発及びメンタルヘルスの習得等に関するコンサルティング事業、メンタルヘルスケアに関するカウンセリング事業

**心の健康アシスト企業組合**

日本国内の長引くデフレ、企業の海外進出、新興国の台頭等により、日本の産業構造は近年大きく変化している。

特に「人」に関して、職場でのパワハラやセクハラ、長時間労働による心身への過剰な負荷など、特に心に関する様々な問題が続出しており、企業にも対応していくよう社会的な要請が高まっているが、後手に戻っている。

こうした状況に対応するため、東部地区において産業カウンセラーとして活躍してきたメンバーらで当組合を設立した。

主要な事業は、組合員個々の専門分野を持ち寄り、企業へのメンタルヘルス支援、コミュニケーション能力開発、カウンセリング事業など。これら事業活動を通じ、顧客企業の発展に寄与することはもとより、社会貢献にも繋がることとなる。



■所在地:沼津市 ■組合員:16人 ■出資金:800千円  
 ■理事長:相機善治 ■設立認可日:平成24年11月30日  
 ■認可行政庁:沼津市  
 ■主な事業:家電製品の共同購入・共同受注・共同宣伝

**アドホック沼津伊豆協同組合**

大手家電メーカー系列の販売店として東部・伊豆地域にて長年に渡りグループ活動を続けてきた十六事業者により組織された。

家電小売業界は、低価格な家電大手量販店の進出により、地域家電小売店が経営的に押され、閉店に追い込まれるケースも少なくない。

地域家電店が減少することで、地域住民の細かなニーズや高齢者への対応力を失いかけている地域もある。

当組合は、以前から連携を行ってきた団結力や、地域専門店ならではの優位性を活かしながら活動を行う。

事業は、より顧客への対応力を強化する組織的な情報交換、共同購入による仕入コスト低減などを行う。事業を通じて、高齢化が進む地域への対応も含め、中小家電店の強みを活かしたソリユーション対応を図る。

## 静岡森林経営協同組合

東部地域は天城・富士・箱根山麓に囲まれた森林資源が豊かな地域となっている。

地域森林資源の多くは森林保育から木材利用に取組む時期に入っているが、当地域の森林所有者の多くは森林経営の経験に乏しい。さらに、森林法の改正により森林所有者に伐採・造林・間伐・保育等の計画を策定する森林経営計画制度が発足したが、自ら策定に取り組める地域の小規模森林所有者は少ない。

そのような状況下、数年前より任意団体として森林経営計画の提案や共同森林施策・共同経営の提案を行ってきたグループが当組合を設立した。

事業は、森林所有者への森林経営コンサルティング、森林所有者からの委託に基づく原木の受託販売事業等を行い、地域森林資源の活用に貢献していく。



■所在地:駿東郡小山町 ■組合員:9人 ■出資金:10,000千円  
■理事長:小寺孝信 ■設立認可日:平成24年11月30日  
■認可行政庁:静岡県  
■主な事業:森林所有者等への森林経営コンサルティング事業

## ドリームゲート水産協同組合

近年、水産加工業者を取り巻く環境は大きく変化している。

特に加工原料の安定的確保が難しくなってきたことをはじめ、諸資材費の値上がりによる製造コストの上昇、中国・アジア諸国からの安価な輸入水産加工品との国際的競合及び国内加工産地間との競合など、今後の事業展開を考えるうえで、対応しなければならぬ課題が山積している。

このような課題解決に向け、焼津市内の水産食料品製造業者、水産物卸売業者ら四社が、加工原料の安定的確保等を目的に組合を設立した。

組合では、共同購入によるコスト低減、共同販売による販路拡大、共同受注による業務効率化を図っていく考え。将来的には共同施設の設置も計画している。



■所在地:焼津市 ■組合員:4人 ■出資金:2,000千円  
■理事長:清水修 ■設立認可日:平成24年9月19日  
■認可行政庁:焼津市  
■主な事業:水産物加工品の共同販売等

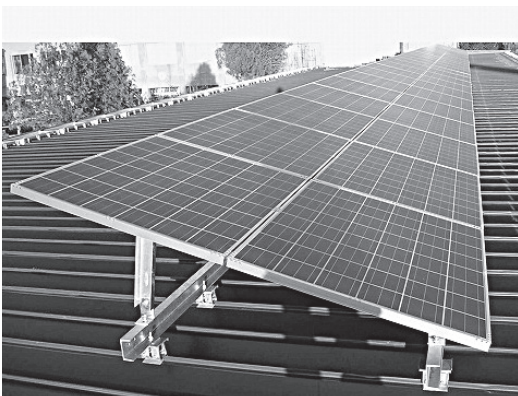
## 静岡ソーラーエナジー協同組合

化石燃料に替わるクリーンエネルギーとして、太陽光発電を代表とする再生可能エネルギーが注目されている。

特に太陽光発電は、国や地方公共団体による施設導入に対する直接補助もあり、一般家庭及び事業所における需要が増えている。

このような状況の中、安全・安心な太陽光発電施設の設置を目的に、静岡市、富士市の電気工事業者、建築リフォーム業者、経営コンサルタント業者四社が組合を設立。太陽光発電設備工事・関連コンサルティング業務の共同受注事業を始め、各社が取り扱う資材及び副資材の共同購入事業を実施。組合員の太陽光発電業務の受注機会の拡大や経営コストの削減に寄与している。

また組合では、発電施設設置後のアフターフォローなどにも重点を置くことで、同業他社との差別化を図り事業の拡大を図る考え。



■所在地:静岡市 ■組合員:4人 ■出資金:400千円  
■理事長:岩堀良弘 ■設立認可日:平成24年10月16日  
■認可行政庁:静岡市  
■主な事業:太陽光発電設備の共同受注等



### 静岡事業継続マネジメント協同組合

東日本大震災を機にBCP策定(事業継続計画)への関心が一層高まる中、企業の健全経営の実現に寄与することを目的に、経営コンサルタント、中小企業診断士、行政書士、ソフトウェア業者など、特定のスキルを有する七人で組織化。主にBCP及びBCM(マネジメント)に関する支援業務や策定業務の共同受注を行う。

組合が窓口となりワンストップで、企業のBCP、BCMの必要性及び重要性を認識するためのセミナーの開催をはじめ、BCPの策定からBCPを実践するまでの経営者・従業員教育業務を共同で受注する。

BCP導入済の顧客に向けたBCMのスペシャリスト育成プログラムも作成中であり、近日中に開始する予定である。



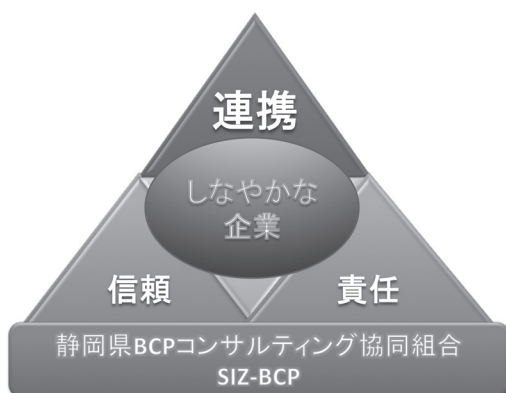
■所在地:静岡市 ■組合員:7人 ■出資金:350千円  
 ■理事長:森 清正 ■設立認可日:平成24年6月22日  
 ■認可行政庁:静岡市  
 ■主な事業:BCM・BCP策定の共同受注

### 静岡県BCPコンサルティング協同組合

東日本大震災に見られるように、広範囲に及ぶ大災害が発生した場合、一社単独でのBCP(事業継続計画)ではその効果は限定的となり、さらに、事業の中断・途絶が被災後の地域産業の復興の妨げにもなりかねないと言われている。

このような中、「企業連携」を前提にした「実効性」のあるBCP策定ニーズの高まりを受け、県内各地でBCP支援に携わる経営コンサルタント業者が結束し組織化。専門家集団として「実効性あるBCPづくり」を理念に策定業務の共同受注を行う。

構成員の大半は、静岡県主催のBCP指導者養成講座の第一期修了生。中小企業診断士や社会保険労務士など多彩なスキル・経験を有しており、BCPに関連する様々な経営コンサルティング業務についても共同受注するなどし、地域企業の発展に寄与していく。



■所在地:静岡市 ■組合員:13人 ■出資金:650千円  
 ■理事長:高橋義久 ■設立認可日:平成24年11月19日  
 ■認可行政庁:静岡県  
 ■主な事業:BCP策定の共同受注

### 静岡市フードビジネス協同組合

静岡市内の飲食業者(居酒屋)は、静岡おでんに代表される「B級グルメ」が全国区になりつつある中で、緑茶割りなど地域独特の個性を活かした店舗経営に努めている。しかし景気低迷と共に消費者の外食控えなど取り巻く環境は厳しさを増しており、より個性的な店舗運営や多くの利用者への情報発信などを進める必要性が出てきた。

このような中、静岡市内の飲食業者(居酒屋)六社が、共同でこの課題解決に取り組むことを目指し組合を設立した。

主な事業は、組合員各店舗で提供するメニューのこだわり食材を購入斡旋する他、定期的な季節に合わせたイベントの開催を計画する。安全安心な優れた食材の供給を可能にし、組合員のこだわりや個性ある店舗についての情報を発信することで、他店との差別化、特長ある店舗づくりを支援していく考え。



■所在地:静岡市 ■組合員:6人 ■出資金:360千円  
 ■理事長:藤嶋悦郎 ■設立認可日:平成25年3月26日  
 ■認可行政庁:静岡市  
 ■主な事業:副資材の購入斡旋、共同宣伝等

## 藤枝環境整備事業協同組合

組合員は藤枝市内において建設業、廃棄物処理業に携わる五社。組合員を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中、それぞれ保有の経営資源を活かすことで、将来に向けた活性化策を打ち出す必要性があった。

建設業及び廃棄物処理業という専門性の高い経営資源を連携させることで、新たな活路を切り拓くことを模索した結果、地域で発生する環境維持・保全・管理等及び廃棄物に係る様々な業務等に対して、「ワンストップ」サービスで対応できる体制を構築することとなった。

主な事業は、路面清掃作業業務や一般廃棄物の収集運搬業務などの共同受注及び斡旋を始め、資材等の共同購入事業。

組合では、事業を通じて組合員の経営基盤の確立及び地域住民が安心して暮らせる社会を側面的にサポートしていく考え。



■所在地:藤枝市 ■組合員:5人 ■出資金:5,000千円  
■理事長:山田壽久 ■設立認可日:平成24年12月10日  
■認可行政庁:藤枝市  
■主な事業:一般廃棄物収集運搬業務の共同受注等

## しずおか御前崎茶商協同組合

御前崎市の基幹産業であるお茶は、産地としても古くから知られている。

しかし、近年消費者の嗜好やライフスタイルの変化を背景に、全国的にはリーフ茶消費量は、減少気味に推移している。

その中で組合員六人が、任意団体として御前崎茶の普及PRに向け市内外で活動を重ねてきた。緑茶のなじみの薄い北海道を新たな消費マーケットとして実証実験を行ったところ、御前崎茶と北海道スイーツの組合せ提案が大変好評を得た。

こうした普及PR事業は任意団体でも有効であったが、協同組合として共同販売を行う事で販売力強化が可能となり、当組合を設立した。

このほか組合員の負担軽減に寄与する共同加工事業を実施。販売促進事業は御前崎茶「つゆひかり」の消費拡大を図る。



■所在地:御前崎市 ■組合員:6人 ■出資金:600千円  
■理事長:中山啓司 ■設立認可日:平成25年2月28日  
■認可行政庁:静岡県  
■主な事業:茶の共同販売、斡旋及び共同加工

## 協同組合海外ビジネスマネジメント浜松

本県では、国内大手メーカーとそれを取り巻く中小企業の海外展開が急速に進められている。

しかし、中小企業経営者は現地における商習慣の違いや資金調達などの知識やノウハウ等が不足気味である。

こうした課題や状況に対応するため、企業経営支援を手掛ける浜松市内の四社が、互いのネットワークを活用し、中小企業の海外展開を支援する目的で組織化した。

海外進出等に関する相談窓口を組合に設け、信用できる現地パートナーの発掘・マッチング業務から現地法人設立や業務契約締結といった実務に至るまでワンストップでサポートする。

さらには、組合事業と組合員を広くPRする共同宣伝を展開する。



■所在地:浜松市 ■組合員:4人 ■出資金:2,000千円  
■理事長:竹田良雄 ■設立認可日:平成25年3月18日  
■認可行政庁:浜松市  
■主な事業:海外展開支援業務の共同受注及び斡旋、共同宣伝



### 静岡西部電器協同組合

家電流通業界は、大手量販店の成長とともに、厳しい価格競争の環境にある。

各地域販売店はこの影響を受け、価格が不安定気味となり、地域密着の地元の商売を発展させるため組織力を活かした事業戦略が必要となった。

構成員二二人は設立以前から大手メーカーの系列小売店として意思疎通を図り、目的意識を高め組織化し、団結を強めた。

組合事業として家電製品の共同購買及び斡旋事業を行い、組合員は安定かつ迅速な製品調達を維持でき、仕入れコスト削減にも寄与する。

地域密着型サービスを期待する顧客の獲得を目指す共同受注事業と新商品・新技術に対するレベルの平準化を図り、教育情報事業を通じ組合員の資質向上に取り組み予定だ。



■所在地:浜松市 ■組合員:22人 ■出資金:1,100千円  
 ■理事長:青木安廣 ■設立認可日:平成25年3月25日  
 ■認可行政庁:浜松市  
 ■主な事業:家電製品の共同購買、斡旋及び共同受注

### 協同組合HAMING

浜松市を中心とする県西部地域は、国内有数のものづくり集積地として発展を遂げてきた。しかし、景気悪化や大手企業の海外進出による空洞化等、地域の中小企業者を取り巻く環境は極めて厳しい。

一方、高齢化や、工業生産化へのニーズの高まり等を受けて、新たな成長市場として注目を浴びているのが医療用機器分野である。

当組合は、浜松地域で輸送用機器等の製造に携わる四社で構成。各社が培ってきた高い技術力や開発力等の基盤技術を医療用機器の開発に転用し、新たな活路を開こうと法人化に踏み切った。

組合では、組合員のノウハウの結集による、新たな医療用機器の開発や実用化、さらにリハビリ用品等の健康福祉機器の開発に取り組み、受注拡大を目指す。



▶組合製品パンフレットの二部

■所在地:浜松市 ■組合員:4人 ■出資金:2,000千円  
 ■理事長:橋本秀比呂 ■設立認可日:平成24年11月5日  
 ■認可行政庁:浜松市  
 ■主な事業:医療機器・健康福祉機器の研究開発及び共同受注



静岡県中小企業団体中央会の

平成25年度 **通常総会** をご案内申し上げます。

平成25年 **6月27日(木)**

13:30~15:30(予定)

会場 **ホテルセンチュリー静岡 静岡市駿河区南町18-1**

別途書面にて  
ご案内申し上げます。

**主要議題** 平成24年度事業・決算の承認並びに平成25年度事業計画・予算の決定等

■お問い合わせ 静岡県中央会・総務課 TEL054-254-1511

# 静岡労働局からのお知らせ

👤 ~平成25年4月1日からの法改正・制度改正は以下のとおりです。ご確認ください。~

## 法改正のお知らせ

### 労働契約法の改正について

#### ●法律の概要

労働契約に関する基本的なルールを規定した労働契約法について、「労働契約法の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に交付され、有期労働契約(※)について3つのルールが規定されました。

(※)有期労働契約とは、1年契約、6ヶ月契約など期間の定めのある労働契約のことをいい、パート、アルバイト、派遣社員(派遣元会社と締結される労働契約が対象)、嘱託など有期労働契約で働く人が対象となります。

#### ●3つのルール

#### 1 無期労働契約への転換 (労働契約法第18条:平成25年4月1日施行)

有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。

このルールは、有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ることを目的としています。

#### 2 「雇止め法理」の法定化

#### (労働契約法第19条:平成24年8月10日施行)

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。

このルールは、労働者保護の観点から、過去の最高裁判例が確立したルール(雇止め法理)の内容や適用範囲を変更することなく、労働契約法に条文化したもので、一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになることもあります。

#### 3 不合理な労働条件の禁止

#### (労働契約法第20条:平成25年4月1日施行)

有期労働契約労働者と無期労働契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

このルールは、有期労働契約労働者については、無期労働契約労働者と比較して、雇止めの不安が多く指摘されているため、法律上明確化したものです。

※お問合せは、総務部企画室 054-254-6320、  
労働基準部監督課 054-254-6352まで

## 法改正のお知らせ

### 高齢者雇用安定法の改正について

#### ●法律の概要

急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。

この改正により、定年の年齢を65歳未満にしている企業が、65歳までの継続雇用制度を導入する場合は、希望者全員を対象とするものにならなければなりません。

#### <注意>「経過措置」について

平成25年3月31日までに、労使協定で、65歳までの継続雇用制度の対象者の基準を定めている場合は、平成37年3月まで、老齢厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、基準を引き続き利用できます。(改正法附則第3項の規定に基づく「経過措置」)

#### ●留意点

労使協定により65歳まで継続して雇用する社員を選別する基準を定めている場合は…

平成25年4月1日までに

- ①65歳以上まで定年引上げ
  - ②基準を廃止して希望者全員を65歳まで継続して雇用する制度への制度改正
  - ③定年の定め廃止
- のいずれかの対応が義務付けられました。

**就業規則等の改正をお願いします。**

※お問い合わせは、職業対策課054-271-9970まで

## 法改正のお知らせ

### 障害者雇用率の引き上げについて

#### ●平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります。

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で、障害者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。

この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	<b>2.0%</b>
国、地方公共団体	2.1%	<b>2.3%</b>
都道府県等の教育委員会	2.0%	<b>2.2%</b>

#### ○ご注意ください

●現在、障害者の雇用義務を満たしている事業主におかれましても、法定雇用率が引き上げられることにより、新たに障害者の雇入れが必要となることがあります。

●法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

●障害者雇用納付金制度(※)においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。

(※)障害者雇用納付金制度とは…法定雇用率を下回っている事業主(従業員200人超)から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

※お問い合わせは、職業対策課054-271-9970まで

※詳細は静岡労働局ホームページのトップページから、**法改正・制度改正のコーナー** をご参照ください。

<http://shizuoka-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>





## 実効性・機能性を重視した BCP支援に取り組む

静岡県BCPコンサルティング協同組合  
高橋義久 理事長

「南海トラフの巨大地震など大災害に備え、企業はいかに事業を継続していくか。そのためには実効性あるBCPの策定・運用が不可欠だと訴え続けたい」。

昨年十一月、県内各地でBCP策定業務に携わる経営コンサルタント事業者十三人を束ね、県知事認可である同組合の設立にこぎつけた、その初代理事長である。

「もともと組合員は県内各地で企業経営のコンサルタントとして実績のある一國一城の主。質の高いBCP策定支援に個人では限界と組織の必要性を感じていた」と当時の様子を振り返る。

また、組合員の大半は、静岡県主催のBCP指導者養成講座の第一期修了生。お互い切磋琢磨しながら、BCP策定スキルの向上を図ってきた。

一昨年、東日本大震災でサブライチエーンが機能しなかったことで広域連携・地域連携BCPの必要性を感じ、「従来の個別BCP策定では十分機能せず限界がある。それならば我々が組織化を図り連携BCP策定支援をしていこう」と必然的に組合設立の機運が高まったことを説明。

「目下、異なる事業・組織形態の業界ごとにアプローチしているが、BCP導入プロセスには多少時間がかかるので腰を落ち着けて取り組むたい」と表情を引き締める。

「連携するBCPの策定・運用を通じて、地域・産業の復元力（レジリエンス）を高め安心・安全でしなやかな地域づくりに貢献したい」と組合の目標はあくまでも高い。

一方、「支援先に厳しい経営判断を仰ぐこともある」としている。組合では、緊急時に実効性と機能する、訓練に裏打ちされたBCP策定・運用の広域的な普及をめざす。

「月例会では成長戦略と連動したBCPの紹介等・課題と組合の関わりを検討し、また組合員のBCP策定能力の向上を図る為の研修を行っています」と、県下各地に点在する組合員との意思疎通とスキルアップにも余念がない。ネットを活用したテレビ会議も週一回開催。「最新情報を共有する手段としては良いですね」と最新IT技術もフル活用の構えだ。

平成十七年五月末、金融機関を早期退職して行政書士事務所を開業。同年八月にはBCPとの関わりを持ち、今は趣味だったBCPが仕事となる。

『動変、変動』を座右の銘とする。「動きながら変わる、変わりながら動く日々。動かなければ何も変わらない、変わらなければ周りは、事態は、状況は、動かない」。

「実社会では、動いて初めて見えるものが沢山あると思います」と自ら動くことで組合事業を牽引する。



## 女性の視点で組合運営を考える 女性部懇談会を開催

静岡県中央会

中央会主催による女性部懇談会が、三月十八日、静岡市内で開催され、県下組合の女性役員ら約二〇名が参加。事例から、女性ならではの視点による組合運営策を学ぶとともに、意見の交換を行った。

はじめに、女性アナウンサーで構成するフリーアナウンサー協同組合舎鐘（静岡市）の長谷川玲子理事長が活動状況等を発表した。

そのなかで長谷川氏は

「私達の条件は、各組合員が認め合える実力を持っていること。互いに切磋琢磨する存在でない」と、組合運営は難しい」と語り、「これまでのオフアワーを待つという姿勢から、セミナーを主催す



▶組合運営を熱く語る長谷川氏

るなど能動的に動き始めている。今後はこうした仕掛けをさらに広めていきたい」と抱負を述べた。続いて、県東部地域のフリーのバスガイドによるガイドプロデュース小花協同組合（富士市）の常田恵子理事長が、課題や今後への取り組みなどを述べた。

常田理事長は

「仕事は増加傾向だが、人手が不足気味。しかし、資質の乏しい人は派遣できないので、人材の育成に力を注ぎたい」と語った。

このあと参加者は、両理事長を交えて、組合運営における女性の役割や組合における課題の解決策などについて意見を交換した。



▶組合の現状について語る常田氏

## 期待に応えることのできる 建設業の担い手に—建設学院で入校式

静岡県建設学院・静岡県重機建設業工業組合

職業訓練法人静岡県建設業能力開発協会（渡邊正義会長）・静岡県建設学院（衣川克郎校長）土木施工科の平成二五年度入校式が四月一日、藤枝市潮の同学院で行われ、訓練生五人が入校した。

はじめに衣川校長があいさつ。

「本校には四〇年近い歴史がある。一年間の訓練終了後に派遣元の企業が入校させて良かったと思っていただけのように、訓練を通じて全員がより多くの資格を取得するとともに、社会経験を積んでほしい」と期待した。

続いて

渡邊会長は、

「当校で学ぶことで、建設関係の職場で必要な資格が数多く取得で



平成二五年度土木施工科入校式会場

き、各地の建設現場でも卒業生が活躍している。建設業界への期待もより一層高まっているという自覚を胸に若い力を発揮して欲しい」と激励した。

来賓を代表して県重機建設業工業組合の梅原秀夫理事長が祝辞を述べ、梅原理事長は「各自が企業を引っ張っていくという自覚を持って、この一年を過ごして欲しい」と門出を祝った。

五人の訓練生は、

「不安もあるが、多くの資格取得に向けて頑張りたい」

「多くのことを吸収できるように、色々なことに一生懸命取り組んでいく」と抱負を力強く述べた。

同訓練法人は、現場中堅技能者の養成を目的に昭和五四年に設立。県重機建設業工業組合との連携のもと運営されている。訓練生は、四月から半年間、学院内で学科と実技訓練を、後半は派遣事業所で現場実習を受けることで、一九を超える資格や免許が取得できる。



## 静岡県と災害協定締結

### 災害時の居住確保対策強化

静岡県木造応急仮設住宅建設協議会

県内の木造建築に携わる大工・工務店業者二八〇名で構成する静岡県木造建築工業組合（小林明世理事長）は、県内建築関係団体四団体で組織する県木造応急仮設住宅建設協議会会員として、県と災害時の連携協定を締結した。

四月九日に県庁で行われた調印式には、組合の小林理事長ら同協議会に加盟する団体のトップが参加し、静岡県の川勝平太知事と協定書を交わした。

協定は、大規模地震や風水害などの発生時に、県から要請を受けた同協議会構成員の組合が、木造



▲右から一番目が小林理事長

の応急仮設住宅を速やかに供給し、災害の状況に応じ迅速な建設活動を行うものである。今後具体的な供給数などの調整を進める。

知事は、「災害時の住宅復旧活動は、県民も生命を守る上で極めて重要。県民にとって大きな安心になると思う。この協定は非常に心強い」と期待を込めた。

県木造建築工業組合の小林明世理事長は、「万が一の時には、全力で動けるよう万全の準備をしたい。各団体とも連携し、強固な体制を築いていきたい」と述べる。



▲右から小林理事長、川勝知事、遠藤事務局長

## 中部青年中央会・清水青年中央会

### 「合併協議会」の設置を可決

静岡県中部青年中央会・静岡県清水青年中央会

県中部地区（静岡市清水区から島田市）の組合青年部に所属する若手経営者や後継者らで組織する中部青年中央会（桜井洋一会長）及び清水青年中央会（宮原一成会長）は、四月十三日に静岡市のクール会館で開かれたそれぞれの通常総会で、合併に向けて正式に話し合う「（仮称）合併協議会」の設置を決めた。

両青年中央会は、発足から半世紀近い歴史があり、時代ニーズに沿った各種研修会や交流会などを実施しながら、将来の業界リーダーの養成、異業種交流を展開。それぞれの歴史の中で組合理事長など業界や地域で活躍する数多くのリーダーを輩出してきた。

近年は、両青年中央会の活動地域が隣接していることもあり、各種研修会・県内外の視察研修をはじめ、納涼会・新年会などの交流会を合同で開催しており、会員同士の交流機運も高まりを見せていた。

今後はこの協議会を通じて、近い将来の合併を視野に、様々な角度から議論を交わしていく予定である。

総会后開催された合同交流会の冒頭、主催者を代表してあいさつに立った桜井、宮原両会長は、「未来志向でいろいろな意見を出し合ってほしい。我々青年は、このような議論をしたり検討すること自体も勉強。結果として、両青年中央会が一緒になる道筋をしっかりとたてていきたい」と、約八十名の出席者の前で意気込みを語った。



▶桜井会長（左）と宮原会長（右）

## 6 お問い合わせ

県教育委員会社会教育課

TEL：054-221-3312

### <平成24年度交流より 参加者の声>

**【製造業】** 中国企業との取引でも信頼関係が築けるよう、お互いを尊重し、本音の意見交換ができるようにしたい。私自身も積極的に中国について学び（語学も）、交流で出会った仲間との交流を継続していきたい。

**【建設業】** 現地企業視察で、企業の成功モデルは収益性・戦略も然ることながら、考え方、人間性が重要であることを再認識した。

**【廃棄物処理業】** 今回の日中関係の緊迫でリスクも認識した。しかし中国ビジネスを長期的な視点で捉え、中国で出会った多くの素晴らしい方々との関係を続けていきたい。

**【高校教員】** 日中の教育現場が抱える問題は、想像以上に共通部分が多いと感じた。一方、日本では見られない実践も見られ参考になった。

### 浙江省交流(8月)



中国移動通信浙江有限公司訪問(浙江省杭州市にて)  
現地企業幹部・従業員と質疑応答や情報交換をしました

### 静岡県交流(3月)



日中青年交流会(静岡市にて)  
両県省の代表青年が交流成果などを発表しました



### 若者の人材育成に取組む事業主の皆さまを支援します! 若者チャレンジ奨励金 (若年者人材育成・定着支援奨励金)のご案内

35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習(OJT)と座学(Off-JT)を組み合わせた訓練(若者チャレンジ訓練)を実施する事業主の方に奨励金を支給します。

訓練奨励金
訓練実施期間に訓練受講者1人1月あたり15万円
正社員雇用奨励金
訓練終了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合に、1人あたり1年経過時に50万円、2年経過時に50万円(計100万円)

- 正社員としての雇用経験などが少なく職業能力形成機会に恵まれない若者を、新たに有期契約労働者として雇い入れて訓練を実施する場合と、既に有期契約労働者等として雇用している若者に訓練を実施する場合に活用できます。
- 1年度に計画することができる訓練の上限は60人

月\*となります。

\*人月とは、(受講者数×訓練月数)の合計をいいます。

例：3人に3ヵ月間の訓練を実施する場合＝9人月

**お問い合わせ** 静岡労働局 職業安定部 求職者支援室

TEL：054-271-9956

または、県内各地区のハローワークまで

### ～静岡県の『ものづくり』を情報発信します～ ホームページ「部品美術館」に掲載する作品候補の募集

県内ものづくりの技術力をPRできる工業製品・部品や工業技術(技術サンプル)を、「作品」として、ホームページで紹介しています。本年度に追加掲載する作品の候補について、情報をお寄せください。

#### ◆募集期間 随時募集

**◆選考** 8月頃選考の上、年間15作品を掲載予定。(採用の場合は、情報提供者に確認の上、取材等により掲載させていただきます。)

**◆情報提供の方法** 所定の様式をホームページからダウンロードの上、申込先までFAXまたはE-mailで送付してください。

部品美術館 ～美術館のコンセプト～  
高品質・高性能なものは美しい

#### お申込み・お問い合わせ

静岡県経済産業部 商工業局 商工振興課 創業支援局

TEL：054-221-2990 FAX：054-221-3216

E-mail：ssr@pref.shizuoka.lg.jp

HP：http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-510/buhin

### ～繰り返しの有期労働契約は、 無期労働契約に転換できるようになります～ 労働契約法 改正・施行のお知らせ

労働契約法は昨年8月に改正され、今年4月から以下の項目が施行されました。(②については平成24年8月から施行されています。)

①無期労働契約への転換	有期労働契約が繰り返し更新され通算5年を超えると、労働者が申込みれば、無期労働契約に転換できます。
②「雇止め法理」の法定化	客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合には、使用者による雇止めが認められません。
③不合理な労働条件の禁止	有期労働者と無期労働者との間で、期間の定めに関して、不合理な労働条件の違いを設けることを禁止します。

**お問い合わせ** 静岡労働局監督課 TEL：054-254-6352



## 「しずおかジョブステーション」がオープン

4月から、世代別やニーズ別になっている県の就職支援機関は統合して、「しずおかジョブステーション」として生まれ変わります！利用者の方のニーズに沿ったサービスを目指します。

**学生、若者から中高齢者、子育て女性まで、相談から就職までの一貫した支援！**

- ◆就職相談センター・ヤングジョブステーション
- ◆求職者総合支援センター
- ◆マザージョブステーション

### しずおかジョブステーション

しずおかジョブステーションでは、カウンセリングから就職が決まるまでの一貫した支援が、ワンストップで受けられます！ご利用ください!!!

#### 支援内容

- 1 個々の事情に合わせた窓口で**カウンセリング**
  - 2 体系化された多様な**セミナー**でスキルアップ
  - 3 ハローワークによる**職業紹介**で就職に直結！
- ※子育て女性には託児サービスも提供します！（要予約）

しずおかジョブステーションは、  
県内3か所の県民生活センター内にあります

#### ◆しずおかジョブステーション東部

〒410-0801 沼津市大手町1-1-3 沼津商連会館ビル2F  
静岡県東部県民生活センター内  
就職相談コーナー 055-951-8229  
ハローワークコーナー 055-964-4510

#### ◆しずおかジョブステーション中部

〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル  
静岡県中部県民生活センター内  
就職相談コーナー（3F） 054-284-0027  
静岡新卒応援ハローワーク（9F） 054-654-3003

#### ◆しずおかジョブステーション西部

〒430-0929 浜松市中区中央1-12-1 県浜松総合庁舎  
静岡県西部県民生活センター内  
就職相談コーナー（3F） 053-454-2523  
ハローワークコーナー（1F） 053-451-4510

利用時間：午前9時～午後5時

休館日：土曜・日曜・祝日・年末年始

(12月29日～1月3日)

## お問い合わせ

静岡県経済産業部 雇用推進課 雇用推進班  
TEL：054-221-2811 FAX：054-271-1979  
HP：http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-220

## 平成25年度 日中青年代表交流 参加者募集

静岡県では、友好提携関係にある中国浙江省と、青年交流を行っています。

青年の皆さん、浙江省の青年との交流に参加して、日中の友好・発展の架け橋になりませんか？

### 1 目的

静岡県内の経済、産業、教育、行政など各分野の青年代表が、中国浙江省青年連合会\*の幹部との交流を通して、相互理解と信頼関係を深め、人脈形成や情報交換等を行い、参加後、継続的に日中交流に関わることにより、発展的な協力関係を築くことを目的としています。

※浙江省の公的青年組織。各分野で若きリーダーとして活躍する青年が所属する。

### 2 主催・実施

静岡県教育委員会・日中青年代表交流実行委員会

### 3 実施内容（予定）

交流・セミナー	開催月日	内 容
第1回セミナー	7月6日(土)	開講式、オリエンテーション、中国事情講座、グループワーク等
第2回セミナー	8月3日(土)	浙江省交流ガイダンス、グループワーク等
浙江省交流【7泊8日】	8月9日(金)～16日(金)	杭州市内視察、ホームステイ、歓迎レセプション現地企業視察、日系企業視察、上海市内視察等
第3回セミナー	10月の土曜日	浙江省交流総括、日中文化比較講座、グループワーク、静岡県交流ガイダンス等
静岡県交流【3泊4日】	10月～11月	ホームステイ、青年意見交換会、歓迎レセプション、静岡県内(企業・施設等)視察等
第4回セミナー	12月の土曜日	交流報告会、閉講式

※中国国内の状況等によっては、日程変更の可能性もあります。

### 4 参加費 15万円

(ただし、個人的にかかる経費は含みません。)

### 5 募 集

**対象** 中国に関心があり、日中の友好交流の促進や相互発展への取組に参加する意志のある、県内各分野の20歳から概ね35歳までの青年で、原則としてホームステイ（1泊2日）の受け入れが可能な方。

定員 30名 締切 平成25年6月3日(月)

(平成25年3月の情報連絡員月次景況調査より)

静岡県中央会に設置されている情報連絡員〔協同組合等の役職員87名に委嘱〕による毎月の景況調査の概要です。

## 業界の声 対象17業種より抜粋

### ■製造業

- ・円安はいいが、原油価格高騰が生産コスト増加となる。特に包装資材や電気料金値上げなど業績悪化への懸念が高まる。(水産食料品製造業)
- ・工賃低下、原材料の値上がりなど悪い状況が続いています。人員削減など合理化を進めていますが、今後も厳しい状況を予想しています。(繊維製品製造業)
- ・3月は特に問題はありませんでした。食品需給研究センター調べでは、平成24年練製品生産量は6.6%増ですが、板蒲鉾のみ0.1%の減で残念な結果でした。(木材・木製品製造業)
- ・業界の状態は未だに苦しい。海外物がこれから15~18%の値上げがきており、収益性が悪くなっている。(宗教用具製造業)
- ・花粉症対策ティッシュや再生トレイ紙の規格多様化などの努力をしている。今後の価格を上げるための立て直しを色々としている。(パルプ・紙・紙加工品製造業)
- ・議員選挙で若干潤った企業もあるが、全体的には上昇傾向は見られない。(印刷・同関連業)
- ・出荷は132%、年間では110%弱。景況は持ち直し傾向にある。今年度も10%増を見込む。価格もやや強含み。(セメント・同製品製造業)
- ・株高・円安に伴い景気好転を期待するものの、現状、設備投資にまで踏み込む企業は少なく、一向に上昇気配が感じられず、前年売上を下回る企業が多く見られる。(生産用機械器具製造業)
- ・年度末の需要増に加え、新車効果による影響でエコカー補助金の効果で、好調だった昨年並みの生産量となった。(輸送用機械器具製造業)
- ・2月期同様引き続き政府による円安誘導により為替差損の是正が進む中、原材料燃料費の上昇が懸念されるが全体的にムードが良くなってきている。(輸送用機械器具製造業)
- ・業界の現状は、安定した受注がなく鍋底不況から上昇の様子が見られず皆苦しんでいる。そのような中、少し仕事の動きを感じる業者の話も聞こえるが、零細企業では未だといった感じ有り。(漆器製造業)

### ■非製造業

- ・3月のセメント出荷は前年同月比1.2%増の3ヶ月連続の増加となった。年度末の公共土木工事への出荷が増加した。年度ベースでは5.4%減となった。(セメント卸売業)
- ・当月売上は、前年同月と比較して9%減少であった。理由として彼岸用切花が気温上昇により開花が遅まり、一度に入荷が集

- 中した。そのため相場が安く低迷した。(その他の卸売業)
- ・一昨年までのエコポイント・地上デジタル化の特需により2011年秋頃より家電市場が悪化している。またアベノミクスにより景気回復と云われていますが、2次卸・3次卸にあたる当組合・組合員(販売店)においては、特需に関連した家電品(テレビ・冷蔵庫等)の販売の需要は未だ動きが鈍い状況。合わせてインターネットサービスの普及が大きなデフレの要因となっていて、未だ明るい兆しは見えません。(機械器具小売業)
- ・3月30・31日、市の助成を受けて静岡伊勢丹と協働で「春店市」を開催した。土曜日は、天気にも恵まれプラスバンドフェスティバルやワゴンセールを楽しむお客様でにぎわった。葵スクエアには、本物の桜の木を設置し、楽しんでいただくことができた。(各種商品小売業・静岡市)
- ・毎年年度末に現金1割還元セールを行う。同規模のセールでは、4~5%ダウンしてしまう。明るい話題としては、空区画になっていた2区画に「洋服お直し」と「子供・ベビー服」のお店が4月に新規オープンする。(各種商品小売業・伊東市)
- ・「百縁笑店街と軽トラ市」のイベントを実施した。今回はゆるキャラを招いてのステージを設けたのでいつもより賑やかになり、来場者も多少増えた感じで良かった。(各種商品小売業・袋井市)
- ・震災翌年の23年度は、創業時以来の赤字決算であった。24年度は、役員報酬半額、賞与カット、建売事業進出等により、黒字が確保でき、ほっとしている。組合員各自の状況は依然厳しい。震災不安による沿岸部不人気、少子化による購入層の減少、有望な産業、教育機関が無い事等、地域行政の抱える問題点は多い。(不動産取引業)
- ・ほぼ前年並みです。週末の道路が混雑している。(宿泊業)
- ・いわゆる「アベノミクス効果」というような動きは見られないが、案件そのものは短期的には充足してきている模様。ただ、多くの地元企業のIT投資に勢いをつけるには、まだ全体の底上げが見えないうちは難しいと思われる。(情報サービス業)
- ・平成24年度は、総体的に工事は増加している。しかしながら、長年続いた建設業への抑制政策は、異常な低価格競争の環境をつくっており、これからの脱皮には時間を要すると思われる。(総合工事業)
- ・繁忙期ではあるが、期待したほどの売上は見込めない。荷動きはあるものの備車が不足している影響で輸送効率は悪い。軽油価格が高値で推移し、昨年の価格急高騰時よりも更に高く、採算面で厳しい状況にある。(道路貨物運送業)



役員の任期が満了し、その後通常総会、理事会を経て全員留任しましたが、この場合でも役員変更届や登記は必要ですか？



必要になります。  
しかし、役員変更届に関しては役員全員が再選となり、役員の氏名又は住所に一切変更が生じていないときは、提出する必要はありません。





# 景況ウォッチ

組合活性化情報

## 主要3指標で改善の傾向

～新政権への期待が高まる反面、原材料値上げ等の懸念材料も続く～

### 概況

- 3月の前年同月比のDI値は、「売上高」「販売価格」「取引条件」「収益状況」「設備操業」「業界の景況」の6項目が改善した。
- 製造業は、前月との比較で「売上高」「取引条件」「収益状況」「資金繰り」「設備操業度」「業界の景況」の6項目において改善した。
- 非製造業では、前月との比較で「売上高」「販売価格」「取引条件」「業界の景況」の4項目において改善した。
- 中小企業の景況は、政府の経済対策の効果もあり、主要3指標DI値は上昇した。

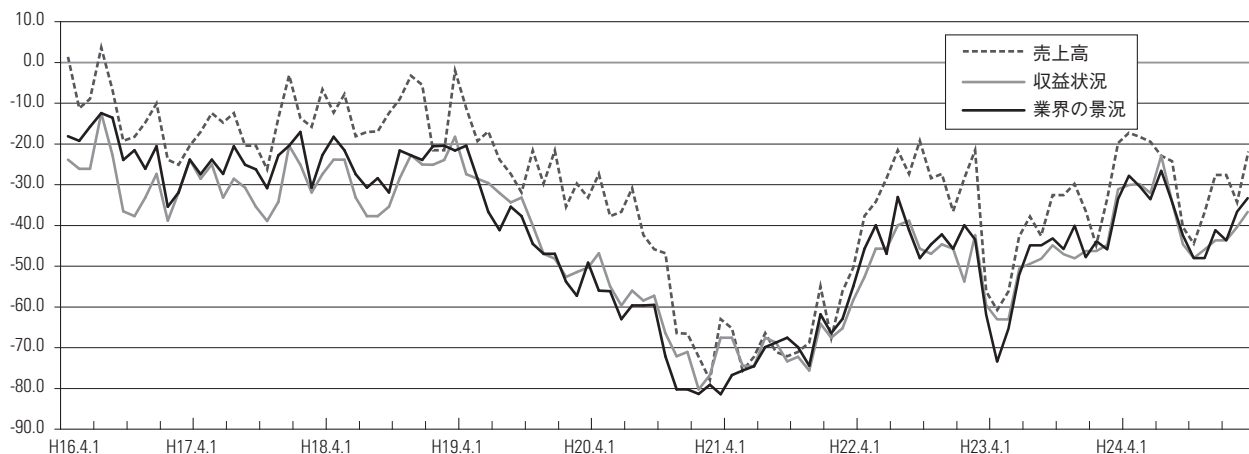
### DI値の推移 ※DI値 = [(増加・好転組合数 - 減少・悪化組合数) / 対象組合数] × 100

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
H25.03	-21.8	-16.4	-1.1	-11.5	-36.8	-28.8	-12.8	-12.6	-33.4
DI値	☂	☀	☁	☂	☂	☂	☂	☂	☂
H25.02	-34.5	-18.1	-4.6	-17.3	-40.2	-28.8	-25.6	-12.6	-36.8
H25.2→H25.3	12.7↑	1.7↑	3.5↑	5.8↑	3.4↑	±0→	12.8↑	±0→	3.4↑

+0.1以上…☀ ±0.0～-10.0…☁ -10.1～-20.0…☂ -20.1～…☂ なお、「在庫数量」のみマイナス値が大きいほど好転を示している。

- ◎今月の業界状況を主要三指標の前年同月比DI値で見ると、売上高-21.8(2月-34.5)、収益状況-36.8(同-40.2)、業界の景況-33.4(同-36.8)となった。「売上高」「収益状況」「業界の景況」の3項目において改善した。
- その他の項目は在庫数量-16.4(同-18.1)、販売価格-1.1(同-4.6)、取引条件-11.5(同-17.3)、資金繰り-28.8(同-28.8)、設備操業度-12.8(同-25.6)、雇用人員-12.6(同-12.6)となり3項目において改善した。

### 主要三指標DI値推移(過去10年間)



# 平成25年度 労働保険年度更新説明会会場

下記日程により労働保険年度更新説明会を開催しますので、関係書類を持参のうえ**最寄りの会場**にご出席ください。

なお、各会場とも駐車場に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。

## 【一般継続事業】

署別	開催日時	会場	所在地
三島	25年6月10日(月) 13時30分	三島市民文化会館 小ホール	三島市一番町20-5
沼津	25年6月12日(水) 14時00分	裾野市民文化センター 多目的ホール	裾野市石脇586
富士	25年6月10日(月) 14時00分	富士市文化会館(ロゼシアター) 小ホール	富士市蓼原町1750
静岡	25年6月10日(月) 14時30分	グランシップ 中ホール・大地 ※昨年と会場が異なりますのでご注意ください。	静岡市駿河区池田79-4
島田	25年6月12日(水) 14時00分	焼津市焼津文化会館 小ホール	焼津市三ケ名1550 (焼津市文化センター内)
磐田	25年6月18日(火) 14時00分	掛川市生涯学習センター ホール ※昨年と会場が異なりますのでご注意ください。	掛川市御所原17-1
浜松	25年6月11日(火) 10時00分	可美公園総合センター	浜松市南区増楽町920-2

## 【建設事業】

署別	開催日時	会場	所在地
浜松	25年6月11日(火) 14時00分	可美公園総合センター	浜松市南区増楽町920-2

※平成25年度の建設事業にかかる説明会は浜松のみの開催となります。

※年度更新申告書の記入方法等については、コールセンター（電話番号表面参照）にお問い合わせいただくか、平成24年4月1日から平成25年3月31日までに支払った賃金総額（建設事業は元請完成工事額）を集計の上、各地での出張受付（日程表同封）または、静岡労働局労働保険徴収課、最寄りの労働基準監督署にご持参ください。

確定保険料算定基礎賃金集計表・一括有期事業開始届・一括有期事業総括表・一括有期事業報告書の用紙は、静岡労働局ホームページからダウンロードできます。

【ホームページアドレス <http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>】



伝統の技と味が冴えわたる  
こだわりの和菓子で  
人々を幸せに

所在地：〒416-0906  
富士市本市場22-2  
TEL：0545-61-0577  
FAX：0545-61-3112  
URL：http://www.katei-wakatuki.jp/  
代表者：若月正章  
定休日：毎週月曜日



▲小豆の炊き具合を確認する若月社長

最高の原料で作られた菓子を  
多くの方に

「国内でまじめに作られた菓子を味わっていたら、多くの方に幸せを。そんな想いから国産の原料と自家製造にこだわっています」と語るわかつきの三代目社長、若月正章氏。静岡県菓子工業組合副理事長の要職を務めている。

同社の前身は、正章氏の祖父が昭和三年に興した若月製館所。父親の代の昭和四一年には、菓子製造業の許可を取得し加糖館の製造を県内で最初に手がけ、富士・沼津地区の小中学校に給食用のあんこジャムを納めていた。朝早くから館作りに取り組み父親の背中を見て育ってきた正章氏は、いつから

か「最高の原料による館を使った菓子を自らの手で作りたい」との理想を抱くようになる。

昭和六〇年、大学を卒業し三年程同業者で勉強し地元に戻った正章氏は、製館所の一角に三坪程の店舗を構え、「菓亭わかつき」として北海道十勝産の小豆による館を使ったどら焼き、きんつば、アイスクャンディーなどを販売。長年の理想を実現させた。店の評判は口コミで広がり、平成に入ると菓子の売上が館を上回るようになり、平成六年の法人化と同時に正章氏が社長に就任した。

小豆の風味豊かな「きんつば」

わかつき自慢の一品は、小豆がたっぷり入った「きんつば」だ。

「小豆をいかにおいしく炊くか、それが和菓子の味を左右します。まのまま小豆が潰れないようにきれいに炊き上げることで、練った時に旨みが拡散し、風味の感じられる館になります。」



▲自慢のきんつばには小豆餡がたっぷり

小豆は用途によって炊き方を変えていて、きんつばに使う館の小豆は、ざる炊きしています。これによって、甘味は抑えながら口に含んだ時に小豆の風味が感じられるきんつばができるのです」と語る若月社長。しかし、いつも納得のいく炊き上がりになる訳ではない。「豆の形を残しながら、おいしさを感じていただけるか。自問自答の日々が続く。」

食べ物に対する顧客のニーズは高まる一方だ。若月社長は、自社のスタンダードナンバーを極めることで応えていきたいと考えている。

「当社のホームページを見た方からの問い合わせも増えていきます。これからも地域に密着し、地に足を着けた商売を展開するとともに、地方発送可能な商品の開発も手掛けていきたいですね。」

# くみあひ 百景

焼津環境緑化事業協同組合

## 指定管理者として 市内公園を安全、快適に利用 できる環境づくりを目指す

### 厳しい選定基準をクリアし

### 「市都市公園指定管理者」を再受託

私たちの身近にある「公園」。

長い間、公園など公の施設管理運営は、地方公共団体の出資法人や公共的団体等に限定されていた。それが法改正により、民間事業者など地方公共団体が指定する者「指定管理者」に移行しつつある。

この管理業務を焼津市から「市都市公園指定管理者」として平成二四年四月、厳しい選定基準をクリアし、審査の結果、選定されたのが当組合である。平成一九年二月の受託に引き続き二度目の契約となった。

一期目の契約は、平成二四年三月末で終了したが、二期目を再受

住所 / 〒425-0022  
焼津市本町2-13-29  
組合員 / 12人

設立 / 平成18年8月  
TEL / 054-902-1437

託できた理由は、組合の管理能力や技術力、強固な組織力が評価された結果である。

組合員は焼津市の公園維持管理の指名業者八社で、平成一八年八月の組合設立。

指定管理者としての主な業務は①植物管理（植栽、剪定、病害虫防除等）、②遊具などの施設管理（保守・点検、修繕、利用受付など）、③トイレなどの清掃管理（施設清掃、備品補充等）などである。組合は指定管理者に選定された以降、管理するすべての公園に組合名と電話番号入りの看板を設置し、市民に向け管理者の存在を明確化している。これまで受託業務は、順調に推

移してきたが、「トイレの窓ガラス破壊や異物の詰め込みなど悪意による施設損壊も相次ぎ予想外に出費が増大した時期もありました」と、設立時から理事長を務める村田理事長が明かす。



▲組合をリードする村田理事長

組合では、この対応として職員を増員し、延べ六名で車二台で、市内百一箇所内の公園遊具、衛生施設を毎日点検。毎週金曜日に組合事務所まで組合職員が情報共有し、不具合箇所があればすぐに修繕計画を立て実行に移してきた。学校の長期休み前には組合員が、また定期的に、専門業者に遊具の点検診断を依頼し安全性を高めている。

### 組合オリジナルの公園利用に関するチラシを作成

平成二四年度には中央会事業を利用し、組合独自に公園管理に関するQ&Aチラシを作成。利用者には組合が公園の指定管理者であることをPRし、公園利用のルー

ル、マナーの浸透等を図ることを企画する。今年五月以降に市内自治会、町内会の各世帯に約四千枚を作成し、回覧普及する予定だ。



▲毎週組合関係者が、公園施設管理状況を確認し、破損箇所があれば直ぐに修繕計画を立て、実行

今年四月には焼津港まつりの「緑の広場」で植木の展示即売、抽選会、緑化相談窓口等の運営業務を組合が担当。着実に実績を重ねてきたことが、行政からの組合の評価につながっている。

「当初、指定管理者を受託したときは公園数は七八だったが、焼津市と大井川町の合併に伴い現在百一に増加した。組合員も当初の八社が、これまで四社が加入するなど事業運営は拡大している。公園は、私たちにとって身近で欠かせないもの。市民の皆さんが親しみをもち安全で快適に過ごせることを目指していきたい」と村田理事長が話す。



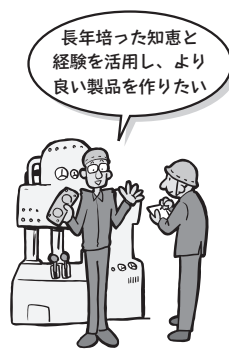
ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金

# 「ものづくり補助金」を募集しています

## ニッチ分野特化型



## サービス化型



## 小口化・短納期化型



### ■対象者

日本国内に本社及び開発拠点を有するものづくり中小企業・小規模事業者であり、以下の要件を満たす者

- 1 顧客ニーズにきめ細かく対応した競争力強化を行う事業であること
- 2 認定支援機関に事業計画の実効性等が確認されていること
- 3 「中小ものづくり高度化法」22分野の技術を活用した事業であること

### ■対象経費

- 原材料費
- 機械装置費
- 試作品の開発に係る経費（人件費含む）等

### ■補助率等

補助対象経費総額の3分の2  
(補助上限額：1000万円)

中小企業・小規模事業者

補助(2/3)

中小企業団体中央会

補助(基金造成)



## 概要

きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むために、中小企業経営力強化支援法の認定経営革新等支援機関（認定支援機関）等と連携しつつ、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等を支援します！

## 目的

- 1 競争力強化を支援し、我が国製造業を支えるものづくり産業基盤の底上げを図ります。
- 2 即効的な需要の喚起と好循環を促し、経済活性化の実現をめざします。

## 本会では…

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援基金の設置・管理を行う法人（全国中央会）から委託を受けて中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等に対する補助金交付の事業を行います。

（収益があると認められた場合は、収益の一部を納付していただく場合があります。）

※「本事業」並びに「ものづくり補助金公募申請説明会」の詳細は、本会ホームページをご覧ください。

静岡県中小企業団体中央会（静岡県地域事務局）

〒420-0853 静岡市葵区追手町44番地の1 静岡県産業経済会館内  
TEL:054-255-5900 FAX:054-255-5911

# 決算関係書類等の提出はお済みですか？

協同組合等では、総会終了後、行政庁に対する決算関係書類の提出が義務付けられています。役員変更届や定款変更認可申請、変更登記申請と合わせ、今一度ご確認下さい。

## 決算関係書類

決算関係書類は、通常総会に提出し、承認を受け、総会終了の日から2週間以内に行政庁に提出することが義務付けられています。

**添付書類**（中小企業等協同組合法（中協法）施行規則第12条、中小企業団体の組織に関する法律（中団法）施行規則第21条）：

- ①事業報告書
- ②財産目録
- ③貸借対照表
- ④損益計算書
- ⑤剰余金の処分または損失の処理の方法を記載した書面
- ⑥上記①～⑤を提出した総会（又は総代会）の議事録（謄本でよい）

**提出部数：**

中部地区組合2部、東西地区組合3部（運輸局所管組合はさらに1部追加）。

## 役員変更届

役員に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に所管行政庁に届け出ることが定められています。

役員の変更とは、役員の改選をはじめ役員の氏名や住所があった場合、補充があった場合、代表理事の交代、役員の死亡または辞任した場合など役員に関する一切の変更をいいます。

**添付書類**（中協法施行規則第3条、中団法施行規則第1条の8）：

- ①変更した事項を記載した書面（変更前と変更後の対照表）
- ②変更年月日および理由を記載した書面  
（変更理由は、「任期満了に伴う役員選挙が行われたため」、「〇〇理事宅が転居したため」等簡明にその事実を記載します）
- ③役員変更が役員の選挙または選任によった場合には、総会（総代会）と理事会の議事録（謄本でよい）  
※役員の住所や氏名などの変更の場合は、③の議事録は不要です。  
※信用協同組合または火災共済協同組合の常勤役員の選任による変更の場合は、新たに選任された常勤役員の経歴書

**提出部数：**

中部地区組合2部、東西地区組合3部（運輸局所管組合はさらに1部追加）。

## 定款変更認可申請・変更登記申請

定款変更は、行政庁の認可を受けた時点で初めてその効力が発生します。したがって認可日より前に新事業を実施した場合などは定款違反となるので注意が必要です。また登記事項（事業や名称、事務所の所在地等）については認可書到達後、変更登記を要します。

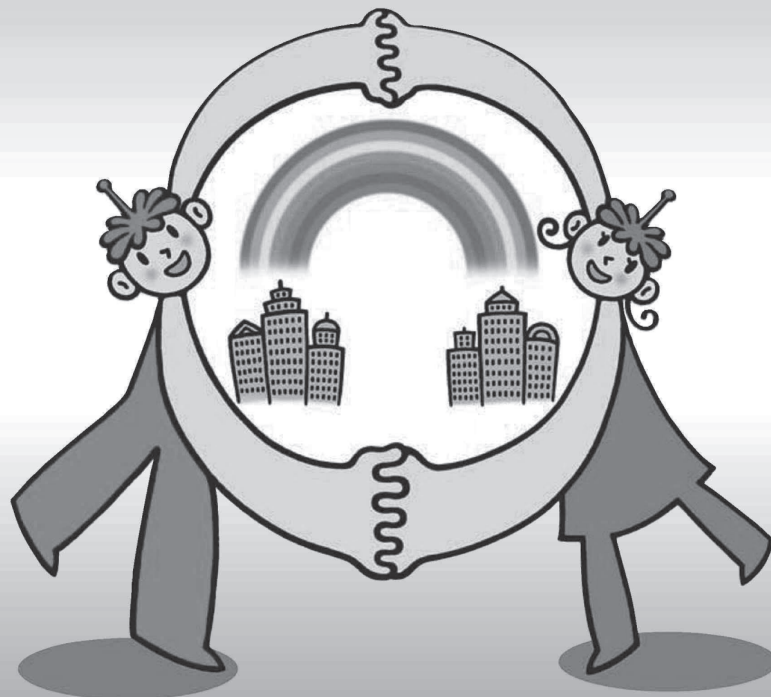
代表理事の変更、事務所移転、名称変更、事業の変更、出資の総口数及び払込済出資総額の変更、定款中の地区の変更、公告方法の変更、出資一口の金額の変更については、変更登記申請が必要となります。

なお、代表理事の変更については、役員改選により同一人が就任した場合も登記手続きが必要となりますのでご注意下さい。



# 企業間の労働移動の 支援をしています。

会員企業のお役に立つ優秀な人材が多数登録されています。  
お気軽にご相談ください。



失業なき労働移動のサポーター



〈054〉 255-1343

詳しい情報はインターネットでどうぞ <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

出向・移籍で築く人と企業の安心ネット



財団法人

産業雇用安定センター静岡事務所

〒420-0851 静岡市葵区黒金町11-7 三井生命駅前ビル12F



## 歴史観

近代史において日本は周辺諸国に偉大な足跡を多々残している。台湾での灌漑工事、アヘン撲滅、朝鮮や南洋諸国でのライフライン整備、学校教育の普及等、自国の資本や人材を投入し、後進国における近代化の推進とその礎を築いてきた。そこには欧米列強の搾取政策とは一線を画す、共存共栄の理念があったように思う。

しかしながら世間に先行するのは、軍国主義やアジア各国への侵攻等々のダーティなイメージばかりである。戦争責任という言葉に世論が未だに縛られている為である。

戦争は許されるものではない。しかし先人達が遺した偉大な功績はより多く次世代へ伝え、日本人としての誇りを継承すべきである。

過ちは繰り返さず、偉功はこれを敬い我も続かん。歴史を学ぶ意義これにあり。



静岡県東部青年中央会  
**小泉 庄太**  
株式会社島山製作所

### 編集室 便り

今月号より中小企業静岡の担当課に配属されました。機関誌への関わりは、これで三回目。機関誌の原点回帰をめざします。(矢部)

最近仕事で、パソコンは欠かせなくなった。そのせいかな?漢字の読み書き能力がすっかり低下してしまいました。子供と漢字検定でも受けたいと思う。(関本)

連携組織課から経営支援課に異動して、改めて自分の無能さと未熟さに嘆く日々。一日でも早

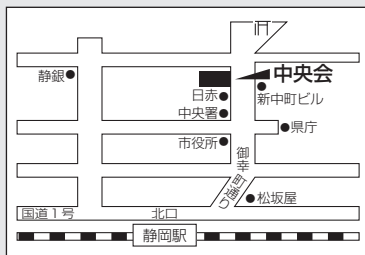
く戦力になれるよう頑張ります。(大谷)

新体制となり、新たな目標を持ってスタートする予定でしたが日々は待ってくれず…昨年とは違った自分で年度末を迎えられるよう、1日を大事にします。(伊藤嘉)

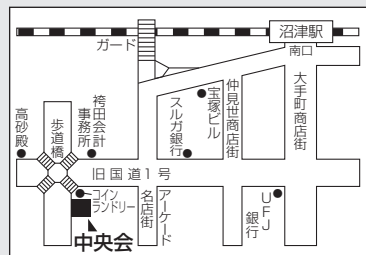
異動で本年度4月から経営支援課になりました。わからない事がわからない状態ではありますが、一日でも早く成果を出せるよう、ただただ頑張っています。(増田)

### 中小企業静岡5月号 (通巻714号)

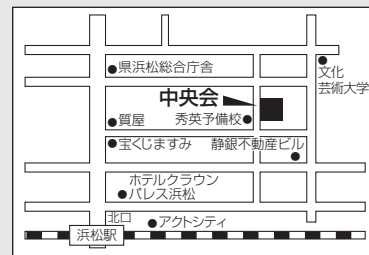
- 発行人 / 静岡県中小企業団体中央会 〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 TEL / 054-254-1511 FAX / 054-255-0673  
 東部事務所 〒410-0881 沼津市八幡町7番1号 TEL / 055-963-4511 FAX / 055-963-8307  
 西部事務所 〒430-0929 浜松市中区中央1丁目17-19 TEL / 053-453-2195 FAX / 053-453-2198
- 中央会ホームページ <http://www.siz-sba.or.jp/> ● E-mailアドレス [joho-kikaku@siz-sba.or.jp](mailto:joho-kikaku@siz-sba.or.jp)  
 皆様のご意見をお待ちしております。(TEL、FAX等でもお受け致します。)



静岡事務所



東部事務所



西部事務所



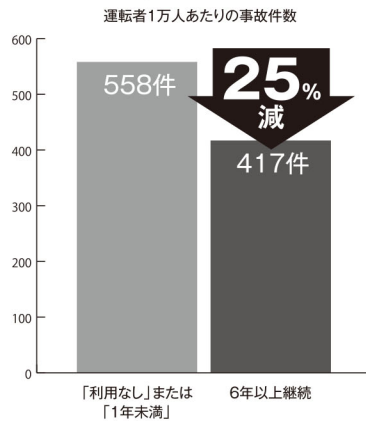
# 運転記録証明書を有効活用しましょう!

事業所全体の事故・違反の増減の把握、運転者に対する個別指導や安全運転教育などの資料として有効です!!

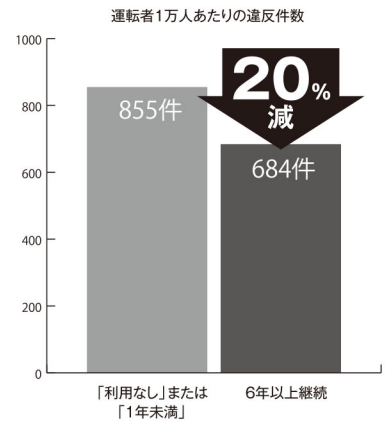
102-0084 東京都千代田区二番町3番地 安全 太郎 殿	整理番号 60001-1	
運転記録証明書		
氏名 日本 次郎	昭和 25 年 1 月 10 日生	
免許証番号 3[0]2[3]4[5]6[7]8[9]0[0]		
行政処分の前歴 1回	累積点数 3点	
年月日	内容	点数
平成22年 9月10日	安全運転義務違反(軽傷事故)	8点
平成22年10月15日	安全運転義務違反(軽傷事故)	**
平成23年 4月1日	信号無視(赤色等)	2点
平成24年 3月15日	速度違反(20以上25未満)推定	1点
	以下余白	
備考		
平成 24 年 4 月 1 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。平成 24 年 4 月 1 日		
自動車安全運転センター 事務所長 印		

## 運転記録証明書を活用し、安全運転管理。

### 【事故防止効果】

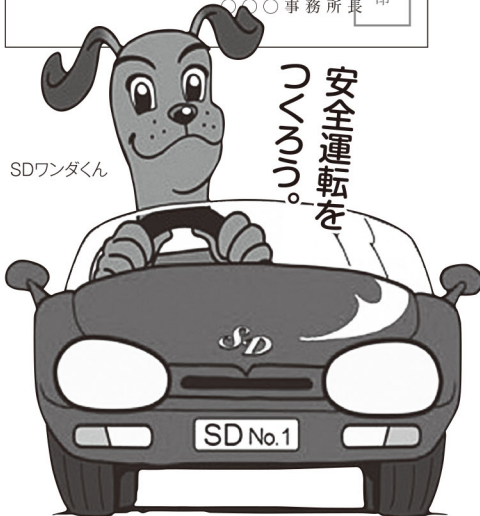


### 【違反防止効果】



事業所内の安全意識が向上し、交通事故や違反の減少に期待できます。これにより保険料の節約、事故処理経費の削減など様々な効果を認めています。

※コンサル会社による2007年度調査結果



# 継続的な活用がより高い効果を生み出します!

お気軽にご相談下さい。自動車安全運転センター 静岡県事務所  
〒420-0949 静岡市葵区与一6丁目16番1号(静岡県警察中部運転免許センター内) TEL.054(252)3191 FAX.054(255)3587

# つもる話は アフター ファイブに。

仕事帰りにおしゃべり。  
アホな話もOK。



働く人に便利な2つの「相談会」が、  
ますます利用しやすくなりました。

## 〈ろうきん〉全店OPEN! 水曜よりみち相談会

17:00~19:00

毎週水曜日 夕方

予約  
優先<sup>※1</sup>

県内〈ろうきん〉の全営業店で開催中!

TOPICS

### ローンのこと、お金のこと。 ご相談内容がひろがりました。

住宅ローンなど、各種ローンのご相談はもちろん、  
預金や個人向け国債、投資信託の  
ご相談もお取扱いたします。  
お金のことなら何でも幅広くご相談ください。

※個人向け国債、投資信託のご相談は予約制となります。

# はずむ話は デイ タイムに。

家族・替わりの日休  
替わりの日休  
替わりの日休

## 日曜のんびり相談会

9:00~12:00 13:00~16:00

毎週日曜日

予約制

県内〈ろうきん〉のローンセンターで開催中!

TOPICS

### 週末はご家族で。 3ローンセンターでは 土日も相談OK。

お客様の声にお応えして土日も相談会を開催。

土曜日  
開催店

- ◎浜松中央ローンセンター
- ◎静岡中央ローンセンター
- ◎富士ローンセンター

※1 ご予約のない場合、混雑状況により当日のご相談をお受けできないこともありますので予めご了承ください。  
※ いずれの相談会も、一部開催しない日がございます。

〈ろうきん〉が初めての方も大歓迎。ぜひお近くの〈ろうきん〉へ。

お近くの〈ろうきん〉はこちらから!

モバイル版に  
アクセス!



静岡県労働金庫

お問い合わせ  
ご予約は

ビボバ de ろうきん 携帯電話からでもOK!

フリーダイヤル 平日 9:00~18:00

0120-609-123

インターネットホームページ

http://shizuoka.rokin.or.jp